

**令和7年度 山梨地方最低賃金審議会**  
**第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、**  
**情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）**

**1 日 時：**令和7年11月19日（水）午前10時00分～12時00分

**2 場 所：**山梨労働局 3階中会議室

**3 出席者：**公益代表：石垣委員、今井委員、門野委員  
労働者代表：小沢委員、小林委員、三輪委員  
使用者代表：加藤委員、山岸委員  
事務局：小林労働基準部長、小林賃金室長、深沢室長補佐

**4 議 事**

- (1) 改正審議
- (2) その他

**5 審議会内容**

(室長補佐)

本日は、使用者側、佐々木委員から欠席の御連絡をいただきしておりますが、各部会につきまして、全委員の3分の2以上、又は、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

ただいまから、令和7年度山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、今井部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

**【 議事（1） 改正審議 】**

(今井部会長)

早速、金額の審議に入りたいと思いますが、事務局で何かありますでしょうか。

(賃金室長)

2点ほど説明をさせていただきます。

まず、1点目は各側の控室についてです。

各側の控室につきましては、労働者側は2階の第2相談室、使用者側は4階の第5相談室としてしておりますのでよろしくお願ひいたします。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

2点目は資料の説明です。

お手元に、先日メールでもお送りしていましたが、他県の状況を配布させていただいております。

説明は以上でございます。

(今井部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(特になし)

### **【 議 事 (1) 改正審議 】**

(今井部会長)

これより、具体的な金額審議に入ります。

本日は、公益案をお示しし、できる限り全会一致による決議で結審し、答申を行いたいと考えておりますので、各側の御協力をお願ひいたします。

前回の専門部会におきまして、労働者側はプラス74円、使用者側はプラス40円の金額を提示いただいていましたが、金額に開きがあることから、一旦持ち帰り、再検討をお願いしました。

再検討された金額とその理由について、お聴きしたいと思います。

労働者側からお願ひいたします。

(小林委員)

労働者側は、検討した結果68円という金額で提示をさせていただきたいと思います。

根拠としましては、今回の山梨県最低賃金、988円から1,052円の引上げ率、6.48%を、現在の特定最低賃金1,047円にかけた金額となります。

基本的に、我々の上部団体では地方最低賃金の10%以上が特定最低賃金の数字であるべきという方針がありますが、一気に上げると無謀なのかなというところもあり、地方最低賃金との幅、金額よりも上昇率を確保したいなというところで68円という金額を提示させていただきます。

(今井部会長)

次に使用者側、お願いいいたします。

(山岸委員)

使用者側といたしましては、今回53円を提示させていただきます。

根拠といたしましては、連合山梨加盟組合の平均賃上げ率5.04%を適用しております。

この結果、でき上がり賃金額は1,100円となり1,100円の大台に乗せるというこの意味は全国中位程度の数字であり、結審済みの他県と同じレベルに達しているものと考えております。

金額的には、水準的には公正競争的な観点から、上げ幅5.0%は労働協約的な観点からも適正と考えております。

ここで課題の整理といいますか、そもそも特定最賃の位置づけを述べさせていただきたいと思います。

地方最低賃金の場合はセーフティネットの観点が強くて、法定3要素とはいひながら今年度の場合、生計費重点に目安額が示されたと理解しております。

一定程度労働者側の都合に寄った金額決定になっても致し方ない部分があるかと思いますが、特定最低賃金のこれまでの歴史、煎じ詰めれば産業の優位性、人材の確保ですとかその産業をしっかりと守っていかなければいけない、地域特性に合わせて出てきているものだというふうに理解しております。

技術水準の高い産業の下支えをするという意味で労働者を確保する、あるいは不当な低賃金競争、ダンピングを防ぐということが主な目的になっていると思います。

そういう意味では、他県の比較ですとか地域別最低賃金とのバランスというものはあまり考慮する必要はなく、本県の労働事情、本県の産業の位置づけをベースに考えるべき賃金だと思っており、経営者側の今回の根拠、山梨連合加盟平均賃上げ率によるのが最も適切であるというのが経営者側の考えです。

(今井部会長)

労使双方から、金額を提示していただきました。

これから、公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員におかれましては、一旦控室で待機をお願いします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

## 1 公益委員による事前打合せ

### 2 労働者側と折衝

#### (1) 労働者側の主張

使用者側の委員が産業の優位性と人材確保という話をされていたが、それを言うのであれば全国の特定最低賃金の状況も見ていただきたい。

我々としては、山梨県最低賃金との差を縮めることはできないと考えており、今は、山梨県最低賃金の引上げ額を下回ることは考えていない

#### (2) 公益委員の説明

労働者側の主張を使用者側に伝えることとされた。

### 3 使用者側と折衝

#### (1) 公益委員の説明

労働者側の主張を説明。

電機産業の優位性と人材の確保という点では使用者側の主張と同意見である。

#### (2) 使用者側

特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なるものである。

引上げについては、地域の状況に応じたものとするべきで、連合山梨加盟組合の引上げ率が最も妥当だと考えている。

電機連合の平均引上げ率が加重平均で4.73%、単純平均が4.88%だから、そんな高いはずないと考えられる。

### 4 労働者側と折衝

#### (1) 公益委員の説明

使用者側の主張を説明。

#### (2) 労働者側の主張

全国の電機産業の賃金引上げ額の平均は63円である。

人材流出を考えると、他県の状況も考える必要がある。

64円を提示する。

### 5 使用者側と折衝

#### (1) 公益委員の説明

労働者側の主張を説明。

64円を伝達。

#### (2) 使用者側の主張

山梨県の特定最低賃金の引上げ率は、組合の賃上げ率が妥当であると考えているが、労使のイニシアチブで決める特定最低賃金であることから、全会一致であ

れば59円までは引き上げてもよいと考えている。

これを60円とするのは、他県に引きずられているということである。

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、他県と比較するのは得策ではないと考える。

## 6 労働者側と折衝

### (1) 公益委員の説明

使用者側の主張を説明。

### (2) 労働者側の主張

労働者側としては60円台を目指しているので、59円では納得できない。

人材確保の観点からも他県との格差を広げることはできないと考えている。

## 7 使用者側と折衝

### (1) 公益委員の説明

労働者側の主張を説明。

全会一致で59円も説明したが、60円台以外は話にならないとされたことについても説明。

### (2) 使用者側の主張

金額ではなく考え方であると考えている。

納得できる考え方であれば59円でも60円でも賛成できるとも考えている。

## (以上で金額折衝を終了)

(今井部会長)

それでは審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いし、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案をとりまとめるに至りました。

それでは公益案を提示します。

(今井部会長)

令和7年度、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正審議公益委員案

令和7年11月19日

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここで提示します。

記

1時間、1,100円、引上げ額、53円、引上げ率、5.06%。

双方のこれまでの折衝を踏まえ、公益案を提示させていただきました。

(今井部会長)

それではこの公益案について採決を行います。

慣例により、反対から行います。

公益案に反対の委員は挙手をお願いします。

労働者側3名ですね。

ありがとうございました。

公益案に賛成の委員は挙手をお願いします。

使用者側2名、公益2名、合計4名ですね。

ありがとうございました。

以上の結果、公益案どおり可決をさせていただきます。

次に、発効日について、お諮りいたします。

後ほど、事務局から説明がありますが、今回、全会一致とならなかつたことから、別途日程調整の上、本審を開催して改めて採決を行い、その後、答申を行つて結審することとなります。

本審の開催日等によって発効日が決まりますが、これにつきまして、何か御意見等はございますか。

(各側委員)

発効日はどうなりますか。

(今井部会長)

本日全会一致であれば、1月17日頃ですが、本審がこれから2週間後であれば発効日もさらに2週間、最低でもずれるということになります。

本審により結審し、所定手続きを経て発効となりますので、法定発効の場合、1月17日よりは先になります。

これらについて何か御質問、御意見ありますか。

(各側委員)

(特になし。)

(今井部会長)

発効日については法定発効といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次の本審において、報告することとなります。

報告書案を事務局に作成させましたので、報告書案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告書案につきまして、朗読させていただきます。

案

令和7年11月19日

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利殿

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長 今井幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月16日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者 ただし、次に掲げる者を除く

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料

若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間、1,100円。
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

次のページは、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和7年10月29日に開催いたしました。  
第2回を11月6日に、第3回を本日開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、多数決により決議いただきました。

以上でございます。

(今井部会長)

この報告書案につきまして、何か御意見等はございますか。  
よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思います。

(各側委員)

(異議なし。)

(今井部会長)

承認されたとして取扱いさせていただきます。  
次に、今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正につきまして、専門部会の採決が行われました。

全会一致による決議に至らなかつたことから、本審を開催いたしまして、改めまして、本審委員の皆様に決議いただくこととなります。

全会一致による決議に至らなかつたため、別途本審委員の皆さまの日程調整を行いまして、本審を開催させていただきます。

本審におきまして、改めて採決をいただいた後は、労働局長あてに答申をいただきまして、当日中に、最低賃金法第11条第1項の規定により、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15

日以内に異議を申し出ることができます。

なお、関係労使から異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることが規定されており、本審の委員の皆様の日程を改めて調整させていただき、異議申出について審議を行う、いわゆる異議審を開催させていただきます。

異議申出がなされなかった場合は、労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行います。

この官報公示が行われますと、その30日後に発効することとなります。

以上でございます。

### 【 議事（2）その他 】

(今井部会長)

次の議題の「(2)その他」に入りますが何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(今井部会長)

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認ですが、小林委員と山岸委員にお願いいたします。

長時間にわたり、御審議ありがとうございました。